

国自安第 85号
国自旅第 270号
平成20年12月2日

各地方運輸局自動車技術安全部長
北海道運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長 } 殿

自動車交通局安全政策課長

自動車交通局旅客課長

バスジャック対策の推進について

標記については、本年7月16日に発生した東名高速道路におけるバスジャック事件を機に、同年7月17日付けで、バスジャック対策について点検・確認等を行い、対応に万全を期するよう関係団体等に対し周知徹底等を要請したところである。

これに基づき、(社)日本バス協会の安全輸送委員会において「バスジャック・テロ対策ワーキンググループ」を設置し、平成12年7月に同協会が策定した「バスジャック統一対応マニュアル」の見直し作業を行い、本日同マニュアルが改定されたところである。

については、輸送機関等に人流が集中する年末年始が近づいていることも踏まえ、バスジャック対策について対応に万全を期すよう、下記のとおり措置されたい。

なお、本件については、(社)日本バス協会会長及び高速ツアーバス連絡協議会会長あて別添のとおり通知したことを申し添える。

記

1. (社)日本バス協会の「バスジャック統一対応マニュアル(平成20年12月2日改定)」(別紙1及び2。非公表のため取扱注意。)において、「関係機関等との相互における夜間・休日の連絡体制を整備しておく」ことが明記されており、各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。)及び運輸支局等において、至急、夜間・休日を含むバス事業者との緊急連絡体制を整備されたい。
2. バス事業者が行うバスジャック対策訓練に対し、各都道府県バス協会、各都道府県警察等と連携し、必要な協力を行われたい。

3. バスジャック対策マニュアルを作成していないバス事業者に対し、早急にこれを作成するよう指導するとともに、これを作成しているバス事業者に対しても、今回の(社)日本バス協会の「バスジャック統一对応マニュアル」の改定を踏まえ、必要な見直しを行うよう指導されたい。
4. バス事業者に対し、バスジャックの早期解決及び未然防止を図るための緊急連絡装置等の機器の整備に努めるよう指導されたい。

国自安第 85号の2
国自旅第270号の2
平成20年12月2日

社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長

国土交通省自動車交通局旅客課長

バスジャック対策の推進について(通知)

標記につきましては、本年7月16日に発生した東名高速道路におけるバスジャック事件を機に、同年7月17日付けで、バスジャック対策の再徹底について貴協会に要請したところ、貴協会では、安全輸送委員会において「バスジャック・テロ対策ワーキンググループ」を設置し、平成12年7月に貴協会が策定した「バスジャック統一対応マニュアル」の見直し作業を行い、本日同マニュアルが改定されたところであります。

つきましては、輸送機関等に人流が集中する年末年始が近づいていることも踏まえ、バスジャック対策について対応に万全を期するよう、傘下会員に対し、下記の事項について指導していただくようお願いします。

記

1. バスジャック対策マニュアルを作成していないバス事業者にあつては、早急にこれを作成し、これを作成しているバス事業者にあつても、今回の「バスジャック統一対応マニュアル」の改定を踏まえ、必要な見直しを行うこと。
2. 各都道府県バス協会、各都道府県警察等の関係機関と連携し、定期的にバスジャック対策訓練を実施すること。
3. 各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。)、各都道府県警察等の関係機関との夜間・休日を含む緊急連絡体制を整備すること。
4. バスジャックの早期解決及び未然防止を図るための緊急連絡装置等の機器の整備に努めること。

国自安第 85号の3
国自旅第270号の3
平成20年12月2日

高速ツアーバス連絡協議会会長 殿

国土交通省自動車交通局安全政策課長

国土交通省自動車交通局旅客課長

バスジャック対策の推進について(通知)

標記につきましては、本年7月16日に発生した東名高速道路におけるバスジャック事件を機に、同年7月17日付けで、バスジャック対策について貴協議会(当時「高速ツアーバス連絡協議会(仮称)設立準備事務局」)に対し要請したところであります。

つきましては、輸送機関等に人流が集中する年末年始が近づいていることも踏まえ、バスジャック対策について対応に万全を期するよう、傘下会員及び傘下会員が委託するバス事業者に対し、下記の事項について指導していただくようお願いします。

記

1. バスジャック発生時の被害車両における乗務員及び事業者の対応、事業者における連絡・報告体制の構築、訓練の実施等を内容とするバスジャック対策マニュアルを作成していないバス事業者にあつては、早急にこれを作成し、これを作成しているバス事業者にあつても、必要に応じ見直しを行うこと。
2. 各都道府県警察等の関係機関と連携し、定期的にバスジャック対策訓練を実施すること。
3. 各地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。)、各都道府県警察等の関係機関との夜間・休日を含む緊急連絡体制を整備すること。
4. バスジャックの早期解決及び未然防止を図るための緊急連絡装置等の機器の整備に努めること。